

東京における地区物流効率化認定制度実施要綱

平成 20 年 5 月 15 日 20 都市基交第 2 号 都市整備局長決定

平成 26 年 8 月 8 日 26 都市基交第 159 号 都市整備局長決定

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都内における地区の地区物流を改善するため、地区物流関係者が作成する地区物流効率化に資する計画（以下「計画」という。）について、一定の水準にあると認められる計画を東京都知事（以下「知事」という。）が認定することにより、地区物流の効率化を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地区 荷物の集配送が発生する商店街、繁華街及びオフィス街等をいう。
- 二 地区物流 地区における集配送等をいう。
- 三 地区物流効率化 地区物流について、荷さばきスペース設置や共同配送の実施などにより、不適切な路上での荷さばきの是正及びこれに伴う交通混雑などを改善することをいう。
- 四 地区物流関係者 地区物流に係る運送事業者、建物管理者、商店街関係者、荷主企業及び行政機関などをいう。
- 五 申請者 この要綱に基づき、東京都に対して計画の認定を申請する地区物流関係者のうち、その代表者をいう。
- 六 審査会 申請者が東京都に申請した計画について審査する機関であり、東京における地区物流効率化認定制度認定審査会のことをいう。
- 七 認定 審査会により審査され、承認された計画について、知事が認定することをいう。
- 八 認定計画 認定を受けた計画をいう。
- 九 認定事業 認定計画に基づき実施される事業をいう。

第二章 認定

(申請)

第3条 申請者は、計画の認定を受けようとする場合は、地区物流効率化認定制度申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(審査の基準)

第4条 知事が認定する計画は、別表1に定める基準を満たさなければならない。

(審査会の設置)

第5条 知事は、審査の適正を期するため、審査会を設置する。

2 審査会は、計画が前条の規定による審査の基準に照らして適当であるか否かを審査するものとする。

(認定)

第6条 知事は、第3条による申請があった場合は、審査会の議を経て、認定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による認定を行う場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

(認定の通知)

第7条 知事は、前条に基づき行った認定の結果について、地区物流効率化認定制度認定（不認定）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 認定計画の申請者は、認定計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに地区物流効率化認定制度変更申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更の認定)

第9条 知事は、前条による変更の申請があった場合は、審査会の議を経て、変更の認定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、変更に係る内容が軽微であると認めた場合は、審査会の議を経ずに、変更の認定を行うことができる。

3 知事は、第1項の規定による変更の認定を行う場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(変更の認定の通知)

第10条 知事は、前条に基づき行った変更の認定の結果について、地区物流効率化認定制度変更認定(変更不認定)通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実地審査)

第11条 知事は、第3条の申請及び第8条の変更の申請があった場合において、必要があると認められるときは、実地審査を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による実地審査を実施するときには、実地審査に係る事項について申請者から説明を受けることができる。

(認定事業の開始の届出)

第12条 認定計画の申請者は、計画が認定された日から1年以内に、認定事業を開始しなければならない。ただし、知事が、特段の事情があると認める計画については、この限りではない。

2 認定計画の申請者は、前項の規定により、認定事業を開始した場合は、速やかに地区物流効率化認定制度開始届出書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第13条 認定計画の申請者は、認定事業の実施状況について、地区物流効率化認定制度実績報告書(第6号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項の提出は、認定事業が開始された年度の翌年度以降、毎年度5月末日までに行わなければならない。

(認定計画の廃止の届出)

第14条 認定計画の申請者は、認定計画を廃止しようとする場合は、速やかに地区物流効率化認定制度廃止届出書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第15条 知事は、認定について、次の各号に該当したときは、その認定の取消しを行う。

- 一 第12条第1項に定めた期限を過ぎた後においても認定事業が開始されず、前条の規定による認定計画の廃止の届出がないとき（ただし、第12条第1項により、知事が特段の事情があると認めた場合を除く。）。
- 二 認定計画の申請者が虚偽の申請を行うなど、不正な行為があったとき。
- 三 認定事業の実施に係り、不適切に事業が行われたとき。
- 四 前各号に定めるほか、知事が、公共の利益に相応しくないと判断したとき。

(認定の取消しの通知)

第16条 知事は、前条に定める認定の取消しを行った場合は、地区物流効率化認定制度認定取消書（第8号様式）により、申請者に通知しなければならない。

第三章 雑則

(認定の公表)

第17条 東京都は、第7条の認定、第10条の変更の認定若しくは前条の取消しの通知を行ったとき又は第14条の認定計画の廃止の届出を受けたときは、速やかに公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年8月8日から施行する。

別表1 (審査の基準)

項目	内容
1 目的	地区物流効率化の促進を目的としていること。
2 計画地区	都内の地区（荷物の集配送が発生する商店街、繁華街、オフィス街等）で実施されること。
3 必要性	計画地区において、地区物流に係る問題が生じて（又は生じることが予想されて）いること又は地区物流関係者が地区物流効率化の必要性を認識していること。
4 実施効果	<p>計画を実施することにより、次のいずれかに掲げる効果が複合的に期待されること。</p> <p>①貨物車の交通量の減少 ②貨物車の路上駐車数の減少 ③歩行者又は自転車等の通行に関する安全性の向上 ④上記のほか、環境負荷の低減などにより、地域の活性化又は良好なまちづくりに貢献すること。</p>
5 連携体制	複数の地区物流関係者間の連携により計画が作成されること。
6 地域及び区市等との調整	計画の申請に当たって、計画地区の行政機関等との調整が行われていること。
7 実施体制及び継続性	計画の実施について、責任主体等の必要な体制が整理されており、計画の継続性が見込まれること。